



平成21年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク
代表者名 取締役社長 斎藤 英男
(コード番号3946 東証1部)
問合せ先 常務取締役 内野 貢
TEL(03) 3213-6811

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第70回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、当社定款を以下のとおり変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、第7条(株券の発行)及び第9条(株券の種類)を削除するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い「実質株主名簿」の文言が不要となること、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取扱うことはなくなる等から、第10条第2項を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、第10条第3項の「株券喪失登録簿」の文言を削除し、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成21年6月26日(金曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>②</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第9条</u> 当社が発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株式の取扱)</p> <p><u>第10条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p><u>②</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>③</u> 株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 ┆ 第42条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第7条</u> (現行第8条のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>②</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条 ┆ 第41条</p> <p>(現行第11条～第42条のとおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>